

介護老人保健施設 ぶんすい ヘルパーステーション 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 病気や怪我などにより、家庭において寝たきりやそれに準ずる状態にある者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般に渡る援助（訪問介護）を行う。

この事業は、介護保険法、老人福祉法の基本理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を重視し、日常生活動作の維持・回復、日常生活の援助を図るとともに、指定訪問介護及び第一号訪問事業（以下、「指定訪問介護等」という。）を推進し、快適な在宅介護が継続できるよう支援することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 訪問介護事業所を、他の事業から独立して位置付け、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。

- 2 事業の実施にあたっては、各居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じるものとする。
- 5 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(第一号訪問事業の運営の方針)

第3条 第一号訪問事業の基本方針として、利用者が可能な限りその居宅にいて、要支援状態の維持若くは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の介護予防サービス事業者、その他の保険・医療・福祉サービスとの連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

事業所の名称：介護老人保健施設ぶんすいヘルパーステーション
事業所の所在地：新潟県燕市笈ヶ島104番地5

(従事者の資格)

第5条 当事業に従事する者を、介護職員初任者研修修了者及び介護福祉士とする。

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業者は管理者及び職員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。

- (1) 管理者 1人
 - ・ 事業運営の管理について、適正な資質を有する者とする。
 - ・ 管理者は所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう総括する。
- (2) サービス提供責任者 1人
 - ・ 介護福祉士又は3年以上の実務経験を有する介護職員初任者研修修了者とする。
 - ・ 訪問介護計画を作成し、作成した計画の内容を利用者又はその家族に対して説明を行い、必要に応じて計画を変更する。併せて、指定訪問介護等の利用申込みに関わる調整や、訪問介護員などに対する技術指導などのサービス内容の管理を行う。
- (3) 訪問介護員 常勤換算で2.5人以上
 - ・ 介護職員初任者研修修了者及び介護福祉士とする。
 - ・ 作成された訪問介護計画に従い、指定訪問介護等を実施する。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

- (1) 営業日は原則として月曜日～金曜日とする。

- (2) 営業時間は8:30～17:00とする。
- (3) 上記の営業日、営業時間に関係なく利用者のケアプランに応じてサービスを提供する。
- (4) 上記による以外に、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。

(事業の内容)

第8条 指定訪問介護の内容は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」（以下「算定基準」という。）その他の関係法令に規定する内容とし、具体的には次のとおりとする。

- (1) 身体介護に関すること
 - ① 食事の介護
 - ② 排泄の介護
 - ③ 衣類着脱の介護
 - ④ 入浴の介護
 - ⑤ 身体洗拭
 - ⑥ 通院等の介助その他必要な身体介護
- (2) 家事に関すること
 - ① 調理
 - ② 衣類洗濯、補修
 - ③ 住居等の掃除、整理整頓
 - ④ 生活必需品の買い物代行
 - ⑤ 関係機関等との連絡
 - ⑥ その他必要な家事
- (3) 相談、助言に関すること
 - ① 生活、身上、介護に関する相談、助言
 - ② 住宅改良に関する相談、助言
 - ③ その他必要な相談、助言

2 第一号訪問事業の内容は、市町村が定める要綱等に規定する内容とし、具体的には次のとおりとする。

- (1) 身体介護に関すること
- (2) 生活援助に関すること

(利用料その他の費用の額)

第9条 利用料は、算定基準及び市町村の要綱等に定めた基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

- 2 交通費については、新潟県の場合全域中山間地域に含まれる為、かからない。
- 3 利用料など重要な事項については、事業所の見やすい場所に掲示する。
- 4 費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時の対応方法)

第10条 訪問介護員は、指定訪問介護等実施中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難である場合には、緊急搬送等の処置を講じることとする。

2 訪問介護員は、前項について処置したときは、速やかに管理者及び主治医等に報告する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常事業を実施する地域は次のとおりとする。

- ①燕市 ②長岡市 ③弥彦村 ④出雲崎町

(事故発生時の対応)

第12条 訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理)

第13条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（事業継続計画の策定等）

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営にあたっての重要事項）

第17条 訪問介護事業者は社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に訪問介護を実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また、従業員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業員の知り得た秘密の保持を行うこととする。
- 3 訪問介護事業者は、訪問介護員の清潔保持及び健康状態について管理を行うとともに、その設備・備品について、衛生的な管理を行う。
- 4 訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護等について利用者から苦情があったときは、別表に示す窓口を設置し、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。
- 5 訪問介護提供者は、利用者に対して特定の居宅・入所サービス、医病院等を利用すべき旨の指示を行ってはならない。
- 6 訪問介護提供者は、介護計画、担当者会議等の記録を整理しておくとともに、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- 7 この規定に定める事項の他、運営に関する事項は長岡福祉協会が定めたものによる。

（施行の日時）

第18条

- (1) この改定規程は、平成18年2月2日から施行する。（管理者・サービス提供責任者・配置職員の変更）
- (2) この改定規程は、平成18年3月20日から施行する。（新市合併に伴う住所変更・事業実施地域の変更）
- (3) この改定規程は、平成18年4月1日から施行する。（指定介護予防の運営・内容、利用料の追加・変更）
- (4) この改定規程は、平成18年10月1日から施行する。（管理者・サービス提供

責任者・配置職員の変更)

- (5) この改定規程は、平成20年2月1日から施行する。(配置職員の変更)
- (6) この改定規程は、平成21年4月1日から施行する。(訪問介護利用料金の変更、配置職員の変更)
- (7) この改定規程は、平成22年2月8日から施行する。(配置職員の変更)
- (8) この改定規程は、平成24年4月1日から施行する。(管理者・サービス提供責任者・配置職員の変更、訪問介護利用料金の変更)
- (9) この改定規程は、平成26年4月1日から施行する。(訪問介護利用料金の変更、訪問介護員養成研修廃止に伴い従事者の資格要件の変更(介護職員初任者研修を追加)、通常の事業の実施地域に出雲崎町を追加)
- (10) この改定規程は、平成27年10月1日から施行する。(管理者・サービス提供責任者・配置職員の変更)
- (11) この改定規程は、平成29年4月1日から施行する。(事故発生時の対応を追加、第一号訪問事業に関する記載を追加)
- (12) この改定規程は、平成30年4月1日から施行する。(指定介護予防訪問介護に関する記載を削除)
- (13) この改定規程は、令和5年4月1日から施行する。(指定訪問介護の運営の方針の一部追加、衛生管理の追加、虐待防止に関する事項の追加、個人情報の保護の追加、事業継続計画の策定等の追加)
- (14) この改定規程は、令和6年4月1日から施行する。(利用料その他の費用の額の変更)
- (15) この改定規程は、令和6年6月1日から施行する。(利用料その他の費用の額の変更)
- (16) この改定規程は、令和8年6月1日から施行する。(利用料その他の費用の額の変更)